

国の関与の廃止等について

地方六団体地方分権改革推進本部事務局

「第二期地方分権改革」への提言（抜粋）

- 日本の改革・再生は地方分権型社会から -

3 事務事業のあり方 ~ 権限移譲、国の関与・義務付け等の廃止・縮小 ~

昨年12月に成立した地方分権改革推進法において、「国は、国家としての存立にかかわる事務等、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方への権限の移譲を推進するとともに、地方に対する義務付け、関与の整理・合理化等、所要の措置を講ずる（一部省略）」とされたところである。

地方分権型社会の確立のためには、地域の実情にあった行政運営を進め、住民満足度を最大化するため、権限移譲・国の過剰関与の廃止等を行うことが税源移譲による地方財政の確立とともに必要であり、これにより地方分権改革推進委員会が言う「地方政府」の確立がはじめて可能になると考える。

このため、全国知事会としては、各プロジェクトチームにおいて、「地方にできることは地方が担う」という大原則の下、住民や地域のニーズに応じた施策の推進、住民本位のより迅速な事務の執行、簡素で効率的な組織体制の実現の観点から、義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小について検討を行ってきた。

このたび、プロジェクトチームの検討状況を踏まえ、まず94項目（都道府県に対する国の関与等62項目、市町村に対する国の関与等30項目、市町村に対する都道府県の関与等2項目）、権限移譲・二重行政の解消等について38項目、合計132項目（一部重複）を提言する（資料1、資料2参照）。

国の関与の廃止等について

- ・ 本資料は現時点でのものであり、今後検討を進める過程で、追加、変更等がありうる。

(1) 義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小	1
(2) 権限移譲・二重行政の解消・その他	17

(1)義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小 [国と都道府県との事例]

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内 容
1	福祉	老人福祉施設の設置・運営基準の緩和	都道府県 市町村	自治事務	老人福祉法等	老人福祉施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けを地域の実情に応じ縮小すべき。 (縮小すべき義務付け・枠付けの例) ・特別養護老人ホーム等の耐火性能に係る規制の緩和(木造2階建)
2	福祉	3次救急(救命救急センター)の整備	都道府県	自治事務	医療法他	都道府県が担う3次救急(救命救急センター)の整備について、医師の偏在等地域の実情に応じた整備を都道府県が推進できるよう、国の承認を廃止すべき。
3	福祉	全国一律の基準病床数設定の廃止	都道府県	自治事務	医療法、医療法施行規則	全国一律の算定による設定は、都道府県が地域医療の実態を踏まえて病床削減・増床ができるよう、廃止すべき。
4	福祉	保健所の設置基準の緩和	都道府県	自治事務	地域保健法、地域保健法施行令	人口30万人未満の市及び広域連合においても、保健・福祉の一元的な体制整備を進めることができるよう、保健所設置基準を緩和すべき。
5	福祉	保健所所長の医師資格要件	都道府県 保健所設置市	自治事務	地域保健法、地域保健法施行令	保健所長は、医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員が遂行可能であり、医師資格要件を廃止すべき。
6	福祉	都道府県立精神科病院の設置義務	都道府県	自治事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律他	精神科の診療は民間医療機関等による対応が可能な地域もあり、都道府県立精神科病院の設置義務は廃止すべき。
7	福祉	精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件	都道府県 政令市	自治事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律他	精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件が都道府県、政令市に限定されているため、体制が整っている市町村に移譲できるよう要件を緩和すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
8	福祉	対米、対EU及び対中国輸出水産食品製造施設の登録事務等の廃止	都道府県保健所設置市	—	対EU輸出水産食品の取扱いについて、対米輸出水産食品の取扱いについて、対中国輸出水産食品の取扱いについて	国からの通知により実質的に義務付けられている、対米、対EU及び対中国輸出水産食品製造施設の登録、同施設への立入及び監視指導、衛生証明書の発行事務について、法令の根拠が無く、国の行うべき事務であり、国が実施すべき。
9	環境	総量規制基準の設定(大気、水質、ダイオキシン類)	都道府県	法定受託事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。
10	環境	環境基準の地域・類型の指定(水質、騒音)	都道府県	法定受託事務	環境基本法、水質汚濁法、騒音規制法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。
11	環境	水質測定計画の策定	都道府県	法定受託事務	水質汚濁防止法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。
12	環境	常時監視(大気、水質、ダイオキシン類、自動車騒音)	都道府県政令市等	法定受託事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
13	環境	総量削減計画の策定(大気、水質、ダイオキシン類)に係る国への協議・同意	都道府県	自治事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法	都道府県が策定する総量削減計画については、国の定める基本方針を踏まえた上で、地域の実情に応じて策定すべきものであるため、国への協議・同意は廃止すべき。
14	環境	国立公園等に関する業務	都道府県	法定受託事務・自治事務	自然公園法	国・地方を通じた行政の簡素化、国と地方の役割分担の観点から業務内容を整理することにより、地方支分部局の廃止に向け、組織体制を見直すべき。
15	産業	都道府県職業能力開発校の設置及び管理	都道府県	自治事務	職業能力開発促進法	都道府県職業能力開発校の管理運営の外部委託等ができるよう、国による設置及び管理に対する義務づけは廃止し、助言及び勧告等の関与は最小限にすべき。
16	産業	訓練手当に係る事務等	国 都道府県	自治事務	職業能力開発促進法	地域の実情に応じた職業能力開発機会の提供のため、職業能力開発施設での訓練や民間機関における委託訓練に関する訓練手当に係る事務等を都道府県に一元化すべき。
17	産業	農地転用の許可	都道府県	法定受託事務(2ha～4ha以下)	農地法	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用の場合、農林水産大臣への協議を廃止すべき。
18	産業	地産地消推進事業計画の策定	都道府県 市町村	自治事務	食料・農業・農村基本法	地産地消については、実践的な計画の全国一律的な策定、推進をすることとなっているが、地域が主体的に実施することが効果的であり全国一律的な推進はなじまないため、廃止すべき。
19	産業	農業普及指導員の任用資格設定権限	都道府県	自治事務	農業改良助長法	農業普及指導員については都道府県に職の設置を義務付ける必置規制があるが、都道府県の判断で普及事業を実施できるよう、農業普及指導員の任用資格設定権限を都道府県に移譲すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
20	産 業	都道府県協同農業普及 事業実施方針に係る協 議	都道府県	自治事務	農業改良助 長法	都道府県は農林水産大臣が定めた運営方針を基本に、都道府県実施方針を定めることになっているため、都道府県実施方針を定める際に必要となっている国との協議を廃止すべき。
21	産 業	有機農業の推進に関す る法律に基づく推進計画 の策定	都道府県	自治事務	有機農業の 推進に関す る法律	都道府県は、国の基本方針に即して推進計画を定めるよう努力することと規定されているが、策定する場合の内容等については地方の裁量に任せるべき。
22	産 業	農業振興地域整備基本 方針及び農業振興地域 整備基本計画策定に係 る協議	都道府県 市町村	自治事務	農業振興地 域の整備に 関する法律	都道府県、市町村の自主的・主体的な取り組みを阻害しないよう、都道府県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣への協議・同意の義務付けを廃止すべき。また、市町村が農業振興地域整備計画を定めるときの都道府県知事への協議・同意の義務付けを廃止すべき。
23	産 業	森林病虫害等防除実施 基準に係る協議	都道府県	自治事務	森林病虫害 等防除法	都道府県が策定する防除実施基準については、国の基準に則り策定しており、国との協議を廃止すべき。
24	産 業	森林病虫害等防除に係 る区域の指定及び変更 についての協議	都道府県	自治事務	森林病虫害 等防除法	手続きの迅速化のため、「高度公益機能森林」及び「被害拡大防止森林」の区域の指定及び変更についての国との協議は、被害が県域を越えるなど広域的に拡大する恐れのある場合に限定すべき。
25	産 業	国有保安林に係る協議	国	法定受託 事務	森林法	事務の簡素化のため、林野庁所管の保安林で林野庁自らが実施する皆伐を除く立木伐採及び木材搬出作業路の設置や補修等の土地の形質変更、その他の作業行為に係る都道府県への協議を廃止すべき。
26	産 業	地域森林計画の策定に 係る協議	都道府県	自治事務	森林法	都道府県が策定する「地域森林計画」に係る協議は、地域の実態に即した計画策定の阻害要因となっているため廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
27	産業	漁業権の免許	都道府県	自治事務	漁業法	漁業権の免許等は自治事務であり、都道府県知事の有する漁業権の免許に対する免許内容や変更等を指示できるなどの国の関与を廃止すべき。
28	産業	遊漁規則の認可	都道府県	自治事務	漁業法	遊漁規則の認可は自治事務であり、公示内容を省令でなく都道府県条例で定めるべき。
29	産業	遊漁船業務主任者養成講習	都道府県	自治事務	遊漁船業の適正化に関する法律	住民の要望に応える迅速な対応をするため、都道府県が実施する遊漁船業務主任者養成講習に係る農林水産大臣の認定を廃止すべき。
30	産業	国庫補助金等で整備した漁港施設の処分及び利活用	都道府県 市町村	自治事務	補助金等に 係る予算の 執行の適正 化に関する 法律	公共施設用地の有効利用を進めるため、国庫補助金等で整備した漁港施設の処分及び利活用について、一定期間後は、施設管理を地域の実情に即して行えるようにすべき。
31	産業	漁業協同組合連合会等の検査、認可、監督事務等	国 都道府県	自治事務	水産業協同 組合法	実情をより詳細に把握している都道府県で実施すべきであり、都道府県と同一の区域を所管する漁業協同組合連合会等の検査、認可、監督事務等を国から都道府県に移譲すべき。
32	産業	小規模企業者等設備導入資金貸付事業についての都道府県事業計画	都道府県	自治事務	小規模企業 者等設備導 入資金助成 法	地域の実態にあわせた運用ができるよう、小規模企業者等設備導入資金貸付事業についての都道府県事業計画への国基準の適用の義務づけを廃止し、国の定める基準は例示的・一般基準的なものとするべき。
33	産業	各自治体が行う企業誘致活動に対する国の関与	都道府県 市町村	自治事務	企業立地の 促進等によ る地域にお ける産業集 積の形成及 び活性化に 関する法律	H19年度から各自治体が行う企業誘致活動の結果に対して国が評価し、特別な支援を行うという新たな国の関与ができたが、廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
34	産業	外客来訪促進計画に対する同意	都道府県	自治事務	外国人観光 旅客の来訪 地域の整備 などの促進 による国際 観光の振興 に関する法 律	観光行政の実施主体である地域の自主性・主体性に任せるべきであり、外客来訪促進計画(都道府県単 独又は共同)に対する国の同意を廃止すべき。
35	産業	電源立地地域対策交付 金の市町村への交付	国	自治事務	発電所施設 周辺地域整 備法	電源立地地域対策交付金(水力発電周辺地域交付金相当部分)については、国から市町村へ直接交付 すべき。
36	まちづくり	道路構造令の縮小	都道府県 市町村	自治事務	道路構造 令、通知・ 通達	地域の実情に即した道路整備を行うため規制的な通知通達は廃止するとともに、技術的基準である道路 構造令は縮小すべき。
37	まちづくり	地域特性に応じた道路標 識の設置	都道府県 市町村	自治事務	道路標識、 区画線及び 道路標示に 関する命令	道路標識について、周辺環境に調和させるため、地域の特性に応じて柔軟に対応できるよう基準を緩和 すべき。(特区の全国展開)
38	まちづくり	都道府県道の認定、変 更、廃止の国土交通大臣 の協議の廃止	都道府県	自治事務	道路法 道路法施行 規則	自治事務であり自治体の役割と責任を明確にするため、都道府県道の認定、変更、廃止の国土交通大 臣の協議は廃止すべき。
39	まちづくり	道路事業における事業認 可	都道府県 市町村	自治事務	補助金に係 る予算の執 行の適正化 に関する法 律	技術的な基準は道路構造令により定められていることから、箇所ごとの事業認可は廃止すべき。
40	まちづくり	河川管理施設の新設等 に関する判断基準	都道府県	法定受託 事務	河川法 河川管理施 設等構造令 工作物設置 基準	河川管理施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
41	まちづくり	河川整備計画の認可・同意等	都道府県	法定受託事務	河川法	住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりの観点など、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、河川整備計画の国土交通大臣の認可・同意等は廃止すべき。
42	まちづくり	砂防施設等の整備・管理に関する判断基準	都道府県	法定受託事務	砂防法施行 規程、土石 流対策技術 指針、河川 砂防技術基 準等	砂防設備等の整備、管理に関する技術的基準は縮小すべき。
43	まちづくり	砂防全体計画書の認可等	都道府県	法定受託事務	地すべり防 止法	住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、砂防全体計画書の国土交通大臣の認可や地すべり防止工事基本計画書の提出は廃止すべき。
44	まちづくり	海岸保全施設の新設等に関する判断基準	都道府県 市町村	法定受託事務	海岸保全施 設の技術上 の基準を定 める省令等	海岸保全施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。
45	まちづくり	海岸保全施設の工事施工に伴う主務大臣の承認	都道府県 市町村	法定受託事務	海岸法	住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、海岸保全施設の新設又は改良工事を施工しようとするときの主務大臣の承認は廃止すべき。
46	まちづくり	特定重要港湾の入港料に係る国土交通大臣の同意の廃止	都道府県 市町村	自治事務	港湾法	港湾管理者が港湾の経営を行うにあたり、その財源である重要港湾の入港料についての国土交通大臣の同意は廃止すべき。また、そのほかの自治事務に関する国の関与は廃止すべき。
47	まちづくり	公有水面埋立地の認可等の廃止	都道府県 市町村	法定受託事務	公有水面埋 立法、同法 施行令、港 湾法	港湾管理者が背後の都市計画との整合性など地域の実情に応じた港湾行政を行うため、海域管理(公有水面埋立)に関する認可や協議などは廃止すべき。また、用途変更や権利移転等の制限期間についても短縮・撤廃をすべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
48	まちづくり	空港の設置、変更等に係る協議	都道府県 市町村	自治事務	空港整備法	第二種空港(地方管理)、第三種空港の設置、変更又は航空保安施設の工事施行に係る国土交通大臣への協議は、あらかじめ空港設置、変更に係る国土交通大臣の認可を受けていることから、これを廃止すべき。
49	まちづくり	都市計画における国土交通大臣の認可等	都道府県	自治事務	都市計画法	地域における主体的なまちづくりを行うため、協議同意を必要とする「国の利害に重大な関係がある都市計画」を具体的に明記し、協議同意を必要としない範囲を拡大すべき。
50	まちづくり	都市計画における国土交通大臣の認可等	都道府県 市町村	自治事務	都市計画法、下水道法	既決定の都市計画に即して都道府県が実施する都市計画事業及び公共下水道の設置に関する国土交通大臣の認可は廃止すべき。
51	まちづくり	公営住宅の整備に関する基準設定の廃止	都道府県 市町村	自治事務	公営住宅等整備基準	住宅の規模等について、地域の特性を踏まえた住宅の整備ができるよう公営住宅の整備に関する基準設定については廃止すべき。
52	まちづくり	公営住宅の処分	都道府県 市町村	自治事務	公営住宅法	公営住宅の処分に関する規制については、公営住宅における目的外使用承認の柔軟化及び公営住宅ストックの有効活用の観点から廃止すべき。また、その他の自治事務に関する国の関与についても廃止すべき。
53	まちづくり	住生活基本法に基づく住生活基本計画の策定	都道府県	自治事務	住生活基本法	都道府県は、住生活基本計画の策定にあたり、公営住宅の供給目標量について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないと規定されているが、地方の裁量に任せるべき。
54	教育	特別支援教育における裁量権の拡大	都道府県 市町村	自治事務	学校教育法等	特別支援教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、障害の重度化・重複化が進んでいる現状や都市部と山間部等で必要な援助の内容等が相違していることを踏まえ、地方の裁量を拡大すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
55	教育	高等学校教育における学習指導要領の大綱化及び弾力化	都道府県 市町村	自治事務	学校教育法、学習指導要領等	高等学校教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、国の定める学習指導要領の大綱化・弾力化により、必修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化などを行い、学校の裁量権を拡大すべき。
56	教育	公立大学の設置者変更に伴う事務手続きの簡素化	都道府県 市町村	自治事務	学校教育法、教育職員免許法等	公立大学の設置者変更(地方公共団体から地方独立行政法人へ)に伴い発生する、教員免許課程の再認定申請を廃止し、国立大学の場合と同様の承継措置を講ずべき。
57	災害その他	地域の実情に合致した迅速な災害対策・災害復旧	都道府県 市町村	自治事務	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等	<p>今後も国は総合的、財政的な観点から支援すべき。ただし、地域特性や被災者ニーズに合致した迅速な対応の阻害要因となる部分の国の法令、補助金交付要綱等による基準や手続(※)は合理化などにより縮小すべき。例えば、緊急性などの必要がより高いものについては、ODA制度も参考に、被害総額に応じて国が資金を一括して暫定給付することで基準や手続を廃止・縮小する等地方の裁量で執行可能な制度の検討をすべき。</p> <p>(※)基準や手続きの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設について、40万円未満の箇所は対象外 ・復旧は原則原状回復に限定 ・被災者生活再建支援について、住宅本体への建築費、補修費が支給対象外 ・被災者生活再建支援の年齢・年収による支給要件 ・農林水産業共同利用施設について、対象施設が限定 ・被害報告、復旧計画等の申請期限 ・復旧計画変更(工法・工期)時に係る国との協議 ・災害査定手続(国の定めた査定基準に沿った国の査定官による現地査定) ・災害発生から原則3年間のみ予算措置
58	災害その他	地域防災計画	都道府県 市町村	自治事務	災害対策基本法	地域防災計画策定に係る国との協議は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止した上で、報告又は届出とし、必要に応じて助言する仕組みとすべき。
59	災害その他	土地利用基本計画	都道府県 市町村	自治事務	国土利用計画法	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議・同意及び国の地方支分部局との事前調整は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
60	災害その他	特定地域振興	都道府県 市町村	自治事務	過疎地域自立 促進特別措置 法、山村振興 法、離島振興 法、豪雪地帯 対策特別措置 法	地域計画は地域が自主的・主体的に策定すべきであるため、原則として市町村が地域計画を策定するとともに、市町村が地域計画等の策定、変更等を行うにあたり、同意を要する協議は都道府県が行うこととすべき。
61	災害その他	国庫補助金等による施設 の用途変更等に対する 規制等	都道府県 市町村	自治事務	補助金等に 係る予算の 執行の適正 化に関する 法律等	国庫補助金等を受けて整備した施設の転用については、各省庁毎に処分制限期間や取扱いが異なるとともに、補助金返還義務が生じたり施設の改築を強いられ、地方の事務や負担が過大であるため、より地方の実態に合った効率的な施設の活用が可能になるよう改善すべき。
62	災害その他	公の施設の管理	都道府県 市町村	自治事務	地方独立行 政法人法、 地方独立行 政法人法施 行令	公の施設の管理については、現在、自治体直営や指定管理者制度等により行われているが、より一層の円滑で効率的な管理を推進するために地方独立行政法人制度も活用できるよう、博物館などの公の施設について、広く対象範囲に加えるべき。

(1)義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小 [国と市町村との事例]

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
1	福祉	老人福祉施設の設置・運営基準の緩和	都道府県 市町村	自治事務	老人福祉法等	老人福祉施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けを地域の実情に応じ縮小すべき。 (縮小すべき義務付け・枠付けの例) ・特別養護老人ホーム等の耐火性能に係る規制の緩和(木造2階建)
2	福祉	介護保険制度における義務付け、枠付け等の縮小	市町村	自治事務	介護保険法、老人福祉法等	介護保険事業者の指定基準等について、地域が主体的に判断してサービスを提供することが必要であり、義務付け・枠付けは縮小すべき。 (縮小すべき義務付け・枠付けの例) ・グループホームの指定における研修の受講要件 ・訪問リハビリテーション等における指定基準 ・介護予防支援業務における指定居宅介護支援事業者への委託件数の制限
3	福祉	児童館の設備や運営に係る基準設定の廃止・縮小	市町村	自治事務	児童福祉施設最低基準	児童館の設備や運営に係る基準については、実施主体である市町村において、児童数等の地域の様々な実情に応じた運営ができるよう、要件を緩和すべき。 (緩和すべき要件の例) ・設備基準の緩和(集会室と遊戯室は設置が義務付けられているが、必ずしも両方必要ではない等)
4	福祉	ファミリーサポートセンターの送迎に関する運用改善	市町村	自治事務	道路運送法、平成16年3月16日付け国自旅第240号「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」	ファミリーサポートセンターの相互援助活動において、サービス提供会員が、自家用車で有償の送迎サービスができるよう、規制を緩和すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
5	福祉	施設設置・運営に関する 基準設定の移譲	市町村	自治事務	児童福祉法 等	保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、保育所設備や職員配置などの基準設定を市町村に移譲すべき。 (地域間で異なる設置・運営環境の例) ・都市部：施設用地の確保が困難等 ・過疎部：保育士の確保が困難等 (移譲すべき基準設定の例) ・乳児室、ほふく室、保育室等の面積基準 ・保育士の配置基準
6	福祉	公立保育所における給食 の外部搬入方式の容認	市町村	自治事務	児童福祉施 設最低基準	保育児童の発育・発達過程に応じたよりよい給食の提供が可能となるよう、公立保育所における給食の外部搬入を行うことができるようにすべき。
7	福祉	精神医療審査会及び精 神保健福祉センターの設 置要件	都道府県 政令市	自治事務	精神保健及 び精神障害 者福祉に関 する法律他	精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件が都道府県、政令市に限定されているため、体制が整っている市町村に移譲できるよう要件を緩和すべき。
8	環境	常時監視(大気、水質、 ダイオキシン類、自動車 騒音)	都道府県 政令市等	法定受託 事務	大気汚染防 止法、水質 汚濁防止 法、ダイオ キシン類対 策特別措置 法、騒音規 制法	地域の実情に応じた規制や環境保全対策を実施する観点から、自治事務化すべき。
9	産業	国庫補助金等で整備した 漁港施設の処分及び利 活用	都道府県 市町村	自治事務	補助金等に 係る予算の 執行の適正 化に関する 法律	公共施設用地の有効利用を進めるため、国庫補助金等で整備した漁港施設の処分及び利活用について、一定期間後は、施設管理を地域の実情に即して行えるようにすべき。
10	産業	漁港区域内の里道・水路 等の処分	国 市町村	—	漁港漁場整 備法	迅速かつ円滑な事務処理のため、漁港施設等より内陸部に位置する里道・水路・公共空地は原則市町村の所有とすべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
11	産業	中心市街地活性化計画に係る認定	国 都道府県 市町村	自治事務	中心市街地の活性化に関する法律	中心市街地の活性化は地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画の国による認定は廃止すべき。
12	産業	各自治体が行う企業誘致活動に対する国の関与	都道府県 市町村	自治事務	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	H19年度から各自治体が行う企業誘致活動の結果に対して国が評価し、特別な支援を行うという新たな国の関与ができたが、廃止すべき。
13	まちづくり	道路構造令の縮小	都道府県 市町村	自治事務	道路構造令、通知・通達	地域の実情に即した道路整備を行うため規制的な通知通達は廃止するとともに、技術的基準である道路構造令は縮小すべき。
14	まちづくり	地域特性に応じた道路標識の設置	都道府県 市町村	自治事務	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	道路標識について、周辺環境に調和させるため、地域の特性に応じて柔軟に対応できるよう基準を緩和すべき。(特区の全国展開)
15	まちづくり	道路事業における事業認可	都道府県 市町村	自治事務	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律	技術的な基準は道路構造令により定められていることから、箇所ごとの事業認可は廃止すべき。
16	まちづくり	海岸保全施設の新設等に関する判断基準	都道府県 市町村	法定受託事務	海岸保全施設の技術上の基準を定める省令等	海岸保全施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。
17	まちづくり	海岸保全施設の工事施工に伴う主務大臣の承認	都道府県 市町村	法定受託事務	海岸法	住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、海岸保全施設の新設又は改良工事を施工しようとするときの主務大臣の承認は廃止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
18	まちづくり	特定重要港湾の入港料に係る国土交通大臣の同意の廃止	都道府県 市町村	自治事務	港湾法	港湾管理者が港湾の経営を行うにあたり、その財源である重要港湾の入港料についての国土交通大臣の同意は廃止すべき。また、そのほかの自治事務に関する国の関与は廃止すべき。
19	まちづくり	公有水面埋立地の認可等の廃止	都道府県 市町村	法定受託 事務	公有水面埋 立法、同法 施行令、港 湾法	港湾管理者が背後の都市計画との整合性など地域の実情に応じた港湾行政を行うため、海域管理（公有水面埋立）に関する認可や協議などは廃止すべき。また、用途変更や権利移転等の制限期間についても短縮・撤廃をすべき。
20	まちづくり	空港の設置、変更等に係る協議	都道府県 市町村	自治事務	空港整備法	第二種空港（地方管理）、第三種空港の設置、変更又は航空保安施設の工事施行に係る国土交通大臣への協議は、あらかじめ空港設置、変更に係る国土交通大臣の認可を受けていることから、これを廃止すべき。
21	まちづくり	都市計画における国土交通大臣の認可等	都道府県 市町村	自治事務	都市計画 法、下水道 法	既決定の都市計画に即して都道府県が実施する都市計画事業及び公共下水道の設置に関する国土交通大臣の認可は廃止すべき。
22	まちづくり	公営住宅の整備に関する基準設定の廃止	都道府県 市町村	自治事務	公営住宅等 整備基準	住宅の規模等について、地域の特性を踏まえた住宅の整備ができるよう公営住宅の整備に関する基準設定については廃止すべき。
23	まちづくり	公営住宅の処分	都道府県 市町村	自治事務	公営住宅法	公営住宅の処分に関する規制については、公営住宅における目的外使用承認の柔軟化及び公営住宅ストックの有効活用の観点から廃止すべき。また、その他の自治事務に関する国の関与についても廃止すべき。
24	教育	特別支援教育における裁量権の拡大	都道府県 市町村	自治事務	学校教育法 等	特別支援教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、障害の重度化・重複化が進んでいる現状や都市部と山間部等で必要な援助の内容等が相違していることを踏まえ、地方の裁量を拡大すべき。
25	教育	高等学校教育における学習指導要領の大綱化及び弾力化	都道府県 市町村	自治事務	学校教育 法、学習指 導要領等	高等学校教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、国の定める学習指導要領の大綱化・弾力化により、必修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化などを行い、学校の裁量権を拡大すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
26	教育	公立大学の設置者変更に伴う事務手続きの簡素化	都道府県市町村	自治事務	学校教育法、教育職員免許法等	公立大学の設置者変更(地方公共団体から地方独立行政法人へ)に伴い発生する、教員免許課程の再認定申請を廃止し、国立大学の場合と同様の承継措置を講ずべき。
27	災害その他	地域の実情に合致した迅速な災害対策・災害復旧	都道府県市町村	自治事務	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等	<p>今後も国は総合的、財政的な観点から支援すべき。ただし、地域特性や被災者ニーズに合致した迅速な対応の阻害要因となる部分の国の法令、補助金交付要綱等による基準や手続(※)は合理化などにより縮小すべき。例えば、緊急性などの必要がより高いものについては、ODA制度も参考に、被害総額に応じて国が資金を一括して暫定給付することで基準や手続を廃止・縮小する等地方の裁量で執行可能な制度の検討をすべき。</p> <p>(※)基準や手続きの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設について、40万円未満の箇所は対象外 ・復旧は原則原状回復に限定 ・被災者生活再建支援について、住宅本体への建築費、補修費が支給対象外 ・被災者生活再建支援の年齢・年収による支給要件 ・農林水産業共同利用施設について、対象施設が限定 ・被害報告、復旧計画等の申請期限 ・復旧計画変更(工法・工期)時に係る国との協議 ・災害査定手続(国の定めた査定基準に沿った国の査定官による現地査定) ・災害発生から原則3年間のみ予算措置
28	災害その他	特定地域振興	都道府県市町村	自治事務	過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法	地域計画は地域が自主的・主体的に策定すべきであるため、原則として市町村が地域計画を策定するとともに、市町村が地域計画等の策定、変更等を行うにあたり、同意を要する協議は都道府県が行うこととすべき。
29	災害その他	国庫補助金等による施設の用途変更等に対する規制等	都道府県市町村	自治事務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等	国庫補助金等を受けて整備した施設の転用については、各省庁毎に処分制限期間や取扱いが異なるとともに、補助金返還義務が生じたり施設の改築を強いられ、地方の事務や負担が過大であるため、より地方の実態に合った効率的な施設の活用が可能になるよう改善すべき。
30	災害その他	公の施設の管理	都道府県市町村	自治事務	地方独立行政法人法、地方独立行政法人法施行令	公の施設の管理については、現在、自治体直営や指定管理者制度等により行われているが、より一層の円滑で効率的な管理を推進するために地方独立行政法人制度も活用できるよう、博物館などの公の施設について、広く対象範囲に加えるべき。

(1)義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小 [都道府県と市町村との事例]

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内 容
1	産 業	農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備基本計画策定に係る協議	都道府県 市町村	自治事務	農業振興地域の整備に関する法律	都道府県、市町村の自主的・主体的な取り組みを阻害しないよう、都道府県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣への協議・同意の義務付けを廃止すべき。また、市町村が農業振興地域整備計画を定めるときの都道府県知事への協議・同意の義務付けを廃止すべき。
2	災害その他	特定地域振興	都道府県 市町村	自治事務	過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法	地域計画は地域が自主的・主体的に策定すべきであるため、原則として市町村が地域計画を策定するとともに、市町村が地域計画等の策定、変更等を行うにあたり、同意を要する協議は都道府県が行うこととすべき。

(2) 権限移譲・二重行政の解消・その他

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内 容
1	福祉	老人福祉施設等に関する設置認可、指導権限	都道府県	自治事務	老人福祉法等	老人福祉施設等に関する設置認可・指導権限について、都道府県から市町村に移譲すべき。
2	福祉	介護保険における保険者指導	国 都道府県	自治事務	介護保険法、地方自治法	市町村に対する保険者指導は、都道府県において実施しているため、国による指導は廃止すべき。
3	福祉	身体障害者相談員・知的障害者相談員委嘱事務の移譲	都道府県	自治事務	障害者自立支援法等	市町村において相談事業を行っていることから、身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱についても、市町村に移譲すべき。
4	福祉	障害者自立支援法関係事務の移譲	都道府県	自治事務	障害者自立支援法等	自立支援医療の申請、認定、受給者証交付事務や、身体障害者手帳交付事務などは、市町村に移譲すべき。
5	福祉	生活保護制度	国、都道府県、市、福祉事務所設置町村	法定受託事務・自治事務	生活保護法	生活保護制度については、現行の枠組みを堅持すべき。 なお、生活保護制度は、昭和25年の法律制定以来抜本的な見直しが行われておらず、その制度疲労は限界に達していることから、社会経済環境の変化に対応し、制度を抜本的に見直すべき。 ○高齢者のための新たな生活保障の仕組みを創設すること ○就労自立を促進するための体制強化とその実効性を担保するための有期保護制度を検討すること ○ボーダーライン層に対する支援策を講じること
6	福祉	診療報酬制度	国	—	健康保険法、国民健康保険法	制度設計にあたっては、地域によって医療の実態に差があるため、地方の意見が反映されるような実質的な仕組みとすべき。
7	福祉	医療保険制度の一本化及び国における一元的な運営	市町村	自治事務	国民健康保険法	国民皆保険制度を安定的に運営し、人口構造の差による保険料の地域格差を一定範囲内にとどめるため、公的医療保険はすべて一本化したうえで、国が保険者として運営すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
8	福祉	医師確保対策	国 都道府県	自治事務	医療法	医療供給体制は、地域間での格差が広がっており、臨床研修制度などの医師確保対策に地方の意見を反映させるべき。
9	福祉	保健師、助産師、看護師養成所の指定権限	国	—	保健師助産師看護師法、保健師助産師看護師法施行令	本来、看護師等の養成及び確保対策は地方が担うべきことであるから、保健師、助産師、看護師養成所の指定権限について、国から都道府県へ移譲すべき。
10	福祉	水道事業認可・指導監督権限の都道府県への移譲	国	—	水道法	国が行っている給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督事務については、事務効率化の観点から、現行の人口要件を見直し、都道府県へ移譲すべき。 (理由) ・立入検査や不備に対する指導の効率的実施が可能 ・水道事業者間や他の水利行政との調整は都道府県で可能
11	環境	大気、水質、ダイオキシン類の監視・規制事務及び自動車騒音の監視事務	都道府県 政令市等	法定受託 事務・自 治事務	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法	大気、水質、ダイオキシン類の監視・規制事務及び自動車騒音の監視事務については、地域の状況に精通した市町村が実施するのが望ましく、すべての市町村に対し、実施体制の整備状況を見ながら移譲を進めるべき。
12	環境	騒音、振動、悪臭の規制に係る地域指定・基準設定	都道府県 政令市等	自治事務	環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法	騒音、振動、悪臭の規制に係る地域指定・基準設定については、地域の状況に精通した市町村が実施するのが望ましく、すべての市町村に対し、実施体制の整備状況を見ながら移譲を進めるべき。
13	環境	産業廃棄物対策に係る制度構築	都道府県	法定受託 事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	国による産業廃棄物の流通や処理状況の実態をきめ細かく把握するシステムの確立と広域移動を踏まえて地域に応じた対応が可能となる制度を構築すべき。 処分場等の設置許可について地方の裁量が認められる仕組みを構築すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
14	産業	訓練手当に係る事務等	国 都道府県	自治事務	職業能力開 発促進法	地域の実情に応じた職業能力開発機会の提供のため、職業能力開発施設での訓練や民間機関にお ける委託訓練に関する訓練手当に係る事務等を都道府県に一元化すべき。
15	産業	短期職業訓練	国 都道府県	自治事務	職業能力開 発促進法	国と都道府県で短期職業訓練で二重行政が生じており、国の職業能力開発促進センターで実施する短 期訓練を廃止すべき。
16	産業	農地転用の許可	国	—	農地法	地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、国の地方支分部局である地方農政局が行っ ている4ヘクタールを超える農地転用の許可権限を都道府県に移譲すべき。
17	産業	中小企業に対する直接 支援策	国 都道府県 市町村	自治事務 (一部法 定受託事 務)	中小企業基 本法等	中小企業に対する直接支援策の実施については、地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、中小 企業に対する直接支援策の実施については、都道府県が中心となって担い、商店街の活性化支援に ついては基本的に市町村が担うべき。 (移譲すべき国の役割) ・ものづくりの振興支援のうち、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき中 小企業者等が作成した研究 開発計画に対する経済産業大臣の認定 ・地域産業の活性化支援のうち、伝統的工芸品産業の各種計画の認定 ・経営革新・創業の促進のうち、新連携計画の認定 (廃止すべき二重行政) ・地域の支援体制の構築・整備のうち、商工会議所の監督指導 ・経営基盤の強化、経営革新・創業の促進に係る中小企業に対する経営支援 ・地域産業活性化に係る法律に基づく各種計画の作成及び国の承認、国が財団法人伝統的工芸品 産業振興協会を通じて行う体験・交流事業等 ・ものづくりの振興支援に係る法律に基づく計画作成及び国の承認
18	産業	ベンチャー企業の支援に おける二重行政	国 都道府県	自治事務	中小企業の 新たな事業 活動の促進 に関する法 律	ベンチャー企業の支援については地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、国はベンチャーの事 業活動を支えるための社会システムを構築し、個別企業への経営相談等支援策の実施は地方が担う べき。 中小企業・ベンチャー総合支援センターを廃止するとともに、中小企業基盤整備機構が行っているベ ンチャー向け事業を整理・廃止すべき。
19	産業	産業技術力強化法に基 づくベンチャー企業の支 援	国 都道府県	自治事務	産業技術力 強化法	産業技術力強化法に関し、経済産業局のセミナーや就職フェアの開催等、企業に対する直接支援は廃 止すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
20	産業	コンテンツ産業における 二重行政	国 都道府県	自治事務	中小企業支 援法等	国は海賊版対策の強化や全国的な規模や視点に立って行うマクロな産業政策に特化すべき。ゲーム産業のように地域に集中している産業の振興は、都道府県に任せるべき。
21	産業	工場立地法の弾力的運 用	都道府県	自治事務	工場立地法	現在都道府県に権限がある工場立地法に基づく緑地面積等の規制に関する準則の設定は、市町村に権限移譲すべき。
22	産業	国際経済交流事業にお ける二重行政	国 都道府県	自治事務	—	複数都道府県が連携して行う海外ミッションの派遣、地域間経済交流団体の組織化は二重行政であり、国の事務事業を廃止すべき。また、ジェトロ貿易情報センターの相談・情報提供業務については、相談者の視点から都道府県に窓口を一本化するなど都道府県との業務の在り方について引き続き検討していく必要がある。
23	産業	地域を対象とした観光行 政	国 都道府県 市町村	自治事務	観光立国推 進基本法等	観光行政の実施主体である地域の自主性・主体性に任せるべきであり、市町村単位や地域を対象とした観光地域振興及び国際観光振興事業等に係る国の施策は廃止すべき。
24	産業	簡易ガス事業者に対する 監督・指導	国 都道府県	自治事務	ガス事業法	ガス事業法に基づく、拠点ごとの供給戸数70戸以上の簡易ガス事業者は、国が監督・指導している。一方、供給戸数70戸未満の液化石油ガス法に基づく販売業者は、都道府県が監督・指導している。これらの業者は、事実上同一であり、監督・指導の権限を都道府県に移譲すべき。
25	産業	法人登記事務	国	—	法人登記規 則等	住民の利便性向上のため、市町村の窓口で法人登記事務(証明書の交付等)ができるようにすべき。
26	産業	定期種畜検査等	国 都道府県	自治事務	家畜改良増 殖法等	独立行政法人家畜改良センターが行う定期種畜検査、国が行う種畜証明書の交付については、二重行政になっており、都道府県に権限を移譲すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
27	まちづくり	道路事業(都道府県道)	都道府県	自治事務	道路法、道路整備特別措置法	同一市町村内で完結する都道府県道については市町村合併により、新市町の中の連携強化が必要不可欠であることから、市町村のまちづくりと一体となって事業を進めるため、可能な範囲で市町村に移譲すべき。
28	まちづくり	急傾斜地崩壊対策事業等	都道府県	自治事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	自治事務である急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害警戒区域等の調査・指定・管理については、基本的に市町村に移譲すべき。
29	まちづくり	港湾の管理	都道府県 市町村	自治事務	港湾法	港湾管理について、拠点性が高く港湾区域が広域にわたる港湾等で市町村による管理が困難なものを除き、市町村がまちづくりの観点で総合的に管理を行うため、市町村に権限移譲すべき。
30	まちづくり	都市計画手続き	都道府県	自治事務	都市計画法	広域的影響が小さく、同一市町村で完結する都市計画事業に関する事務(道路、公園等に係る事業認可、事業実施等)については都道府県から市町村に移譲すべき。
31	まちづくり	都市計画における国土交通大臣の認可等	国 都道府県 市町村	自治事務	都市計画法	地域における主体的なまちづくりを行うため、区域マスタープランの決定等に係る関係大臣への協議、意見聴取に係る事務は都道府県及び市町村に移譲し、都道府県及び市町村において協議手続きが完結するようにすべき。
32	まちづくり	公営住宅	都道府県	自治事務	公営住宅法	公営住宅等の整備は、都道府県の役割を市町村に移譲したうえで、地域の特性を踏まえ、地域のニーズに応じた施策を市町村が主体的に実施すべき。
33	まちづくり	指定確認検査機関の指定	国 都道府県	自治事務	建築基準法	国は特定行政庁に対する勧告・助言や指定認証機関、指定承認機関等の指定などを行うこととし、2以上の都道府県を業務区域としている指定確認検査機関の指定については都道府県に移譲すべき。
34	まちづくり	建築基準法に関する許可等の権限	都道府県 市町村	自治事務	建築基準法	建築基準法に関する許可、認定、承認、確認等の権限は都道府県から市町村に移譲すべき。

NO	分野	事務事業名等	実施主体	自治事務 ／法定受 託事務	法令等	内容
35	教育	市町村立学校県費負担 教職員に係る人事権等 の移譲	都道府県	自治事務	地方教育行 政法等	市町村立学校県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数及び学級編制に関する権限等については、都道府県から市町村に移譲すべき。その際、人事権と給与負担は一体とすべきである。また、市町村への権限移譲に当たっては、市町村ごとの態様の違いを考慮し、広域人事の仕組みを整備するなどの条件整備が必須の課題である。
36	教育	市町村立幼稚園の設置 及び廃止	都道府県	自治事務	学校教育法	市町村立幼稚園の設置・廃止に関する権限は、設置主体の市町村に移譲し、認可制から届出制とすべき。
37	災害その他	離島航路の運航維持対 策	都道府県 市町村	自治事務	離島航路整 備法、離島 航路補助金 交付要綱	国は全国一律の補助単価による補助金算定方法を見直し、地域の実情に応じ適正に費用負担すべき。
38	災害その他	国庫委託費に係る事務 等の執行経費	都道府県 市町村	法定受託 事務	統計法、統 計法施行 令、地方自 治法、会計 法等	国は、統計調査等の国庫委託費に係る事務の執行経費を全額負担すべき。

主な支障事例 (参考)

目 次

分 野	事務事業の名称	頁
福 祉	介護保険制度における義務付け、枠付け等の縮小	1
	保育所の設置基準	2
環 境	廃棄家電の引取等に関する監督業務	3
	都道府県立自然公園の特別地域の指定等に係る関係地方行政機関への協議	4
産 業	個別労働関係紛争の解決	5
	都道府県職業能力開発校の運営	6
	短期職業訓練	7
	無料職業紹介事業	8
	農地転用の許可	9
	農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備基本計画策定に係る協議	10
	中心市街地活性化計画に係る認定	11
	伝統的工芸品産業振興事業	12
	中小企業への支援等	13
	商工会議所の監督指導	14
まちづくり	特定重要港湾の入港料に係る国土交通大臣の同意の廃止	15
	都市計画における国土交通大臣の認可等(都市計画の決定等)	16
	都市計画における国土交通大臣の認可等(事業認可)	17
	公営住宅の整備に関する基準設定の廃止	18
	公営住宅の入居者資格要件(年齢要件)	19
	公営住宅の入居者資格要件(特定目的)	20
	公営住宅建替事業	21
災害その他	国庫補助金等による施設の用途変更等に対する規制等	22
	公の施設の管理	23

事務事業の名称	① 介護保険制度における義務付け、枠付け等の縮小
実施主体	② 市町村
根拠法令・通知等	③ 介護保険法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>1 指定認知症対応型共同生活介護(地域密着型サービスのグループホーム)等の指定基準において、計画作成担当者、管理者及び代表者には、新規指定時までに厚生労働大臣が定める研修受講が義務付けられている。(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 § 90VII)</p> <p>このため、都道府県による研修の実施及び事業者の研修受講が必須となり、研修受講の義務づけのためグループホーム等の開設が遅滞することが考えられる。</p> <p>2 地域包括支援センター(介護予防ケアマネジメントや、要支援者の総合相談等、包括的支援業務を地域において一体的に実施する機関)における指定介護予防支援業務に関する指定居宅介護支援事業者(介護支援専門員(ケアマネジャー))を置いて、ケアプランを作成する事業者)への委託件数の上限が設定されている(ケアマネジャー1人あたり8件まで。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(§ 13 (25))。</p> <p>このため、事業所が多数存在する都市部の市町村では、介護予防事業(運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善等)を民間事業者へ委託できるものの、中山間地域ではそのような事業者に限られるため、地域包括支援センターが介護予防事業等を実施しているが、包括的支援事業に労力を割くことができず、介護予防プランの作成は指定居宅介護支援事業者に委託せざるを得ない。しかし、中山間地域では、指定居宅介護支援事業者自体に限られるため、事業者に対する委託件数に上限が掛けられることにより、介護予防プランの策定までに時間がかかり、介護予防サービスの提供が遅れるという事態が生じている。</p>
改善方法	<p>⑦</p> <p>1 一律に研修受講を義務付けるのではなく、市町村が、地域の実情に応じ、研修の義務付けを緩和可能とする。</p> <p>2 市町村が、地域の実情に応じ、介護予防ケアマネジメント委託件数の上限件数を緩和すべき。</p>
改善された場合の具体的なメリット	<p>⑧</p> <p>1 研修受講の義務付けを緩和すれば、速やかにグループホーム等を開設でき、利用待ちを解消できる。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者が少ない地域でも、より多くの利用者について介護予防プラン作成を依頼できるので、介護予防サービスを速やかに提供できるようになる。</p>

事務事業の名称	① 保育所の設置基準
実施主体	② 市町村
根拠法令・通知等	③ (施設の最低基準) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第32条 (入所定員) 保育所の設置認可等について(平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知) 小規模保育所の設置認可等について(平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知)
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	⑥ 保育所の設置基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第32条に規定。 ◎ 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室(一人につき1.65平方メートル以上)又はほふく室(一人につき3.3平方メートル以上)、医務室、調理室及び便所を設ける、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える等。 ◎ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室(一人につき1.98平方メートル以上)、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)(一人につき3.3平方メートル以上)、調理室及び便所を設ける、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える等。 公立保育所では、調理室の設置を全国一律に義務付ける必要はなく(構造改革特区により外部給食搬入が認められている)、また地域においては外部給食搬入実施とともに、学校給食センターを活用して、地産地消などの食育活動を展開するなど、乳幼児教育に効果を上げている例もみられる。 また、東京都が独自に実施している認証保育所のように、地域の需要に応じて、国の基準を弾力化した独自の基準(定員:国60人以上、小規模保育所は20人以上→駅前基本型20~120人、小規模・家庭的保育所6~29人)により実施している例もある。
改善方法	⑦ 保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、保育所設備や職員配置などの基準設定を市町村に移譲すべき。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 面積基準等の保育所の設置基準の設定を市町村が行うことで、土地に余裕がない中心市街地や、現在使わなくなった建物を転用して保育所の設置が可能となる。 (例) オフィス街に近い街中で保育所が開設でき、共稼ぎの世帯に利便性が増す。 過疎地域で、山間部の廃校舎や空き家を利用した、数名程度の認可保育所も設置可能となり、近隣地域に保育所が存在しなかった子どもも利用可能となる。

支障事例の調査 調査票

(環境分野)

事務事業の名称	① 廃棄家電の引取等に関する監督業務
実施主体	② 国
根拠法令・通知等	③ 特定家庭用機器再商品化法第52条、第53条
自治事務か法定受託事務か	④ ー
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 権限移譲
具体的な支障の内容	⑥ 法により、廃棄家電の引取等に関する監督業務は、国の直接執行事務であるが、国の監視が行き届きにくく、廃棄家電が不法投棄された場合は、地方公共団体が処理せざるを得ない。 しかし、同法上、地方公共団体は小売業者等への報告徴収や立入検査を行う権限を有しておらず、適切な対応ができない。 また、不法投棄後の立入検査では、廃棄者の特定や現状回復命令等の対策が後手に回り、周辺に対する被害が発生することも懸念される。
改善方法	⑦ 廃棄家電の引取等に関する監督については、地方公共団体に権限移譲し、廃棄物対策と併せて機動的に行えるようにすべき。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 地方公共団体への権限移譲により、廃棄家電の取引等の監視の目が届きやすく、不法投棄を未然に防止し、不法投棄発生後の現状回復等の経費の節約にもつながる。

支障事例の調査 調査票

(環境分野)

事務事業の名称	① 都道府県立自然公園の特別地域の指定等に係る関係地方行政機関への協議
実施主体	② 都道府県
根拠法令・通知等	③ 自然公園法第66条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け・関与
具体的な支障の内容	⑥ 都道府県立自然公園については、風致を維持するため、その区域内に、工作物の新築や動植物の捕獲・採取等に対し規制をする特別地域等を指定することができることとされているが、その指定等に当たっては、法律で国の関係地方行政機関に協議を行うことが義務付けられている。 例えば、特別地域の指定する場合には、当該地域を所管する地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局のほか、必要に応じてその他関係する行政機関に協議をする必要があり、現状では、その協議に3ヶ月以上の期間を要しており、迅速な環境政策の支障となっている。
改善方法	⑦ 国の関係地方行政機関への協議の廃止
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 地域の実情に精通した者による判断で協議を進めることにより、迅速に調整を行うことができる。

事務事業の名称	① 個別労働関係紛争の解決
実施主体	② 国・都道府県
根拠法令・通知等	③ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 第3条 第20条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 二重行政
具体的な支障の内容	⑥ 都道府県は、個別労使紛争について従来から労働相談等を実施してきたが、国は法律により、個別労使紛争の解決を国の直轄事務とし、地方公共団体との二重行政となっている。
改善方法	<p>個別労働関係紛争の解決を含む労働行政全般を都道府県に移譲し、地方の実情や特性を踏まえた解決が期待できる都道府県が個別労働関係紛争の解決を担当することが望ましい。都道府県は、労働組合、警察、社会福祉団体等様々な機関と連携しながら労働相談やあっせんに対応している。労働組合と使用者の間の集団的労働関係紛争のあっせんは都道府県労働委員会が行っており、都道府県で一体的に行うことで、より効果的な対応をとることが可能。従来からのノウハウを持ち、相談者に身近でかつ地方の実情や特性を踏まえ総合的で柔軟に対応できる都道府県に任せるべき。</p> <p>例1 視力障害を持つ労働者が、会社を辞めたいと申し出たが、会社の上司が辞めさせないと暴力をふるったケース → ・県警と連携して会社の社長と協議し、円満退社に結びつけた。 ・その後、離職により民間アパートの家賃が払えなくなったため、都道府県と障害者支援団体が協力して、公営住宅に入居することができた。</p> <p>例2 労働組合に属さない労働者が解雇通告を受けたため、解雇理由の明示と解雇の撤回を求めて相談があった事例。 → ・労働組合への加入により、集団的労働紛争事案として労働委員会であっせん。</p> <p>例3 セクハラに伴う解雇事案のケースでは、総合窓口への相談後、労働局の雇用均等室と労働基準監督署に対応が切り分けられ、相談者が利用しづらかった。 → ・県として一元的にセクハラに伴う解雇事案の相談を受け、相談員のあっせんで円満退職後、県が行う再就職支援講習会を紹介し、受講の後、新たな職場に復帰。</p> <p>例4 労使関係がこじれた労働者が国の労働局に相談に行き、1回のみ意見聴取によりあっせんが行われたが同意に至らなかった例 → ・その後、当該労働者が都道府県労働委員会にあっせん申請し、労使双方から十分に意見聴取したことで、労使双方があっせん案を受諾し解決に至った。</p>
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 国(都道府県労働局(労働基準監督署))の労働相談、労使紛争解決事務を都道府県に移譲し、都道府県のみが複数の解決制度を持ちながら行うことにより、個別労働関係紛争当事者の利用しやすい時間・場所での実施や、個々の労働関係紛争の状況に応じた柔軟な対応が可能となり、利用者のサービスの向上につながる。

事務事業の名称	① 都道府県職業能力開発校の運営
実施主体	② 都道府県
根拠法令・通知等	③ 職業能力開発促進法第16条、第93条等
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け・関与
具体的な支障の内容	⑥ <p>職業能力開発校は各都道府県に設置が義務付けられており、管理・運営についても、設置者である都道府県が直接実施するものとされている。</p> <p>職業能力開発校は地域産業を発展させうる人材育成を担う役割で設置されるものであり、今日の急激な産業構造の変化に対応した職業訓練を機動的に行うことが求められているが、運営を都道府県が直接実施しなければならないため、民間等へ管理運営を委託して、地域の産業構造の変化に対応した訓練内容や管理運営体制を迅速に見直すことができない。そのため、利用者や時代・地域ニーズに合った効果的・効率的な職業能力開発が妨げられることとなる。</p>
改善方法	⑦ <p>職業能力開発校の管理・運営について、設置者である都道府県が直接実施すべきという義務づけをなくし、成長産業への対応を迅速に行える民間等へ管理運営を委託できるようにして、地域の産業構造の変化に対応した訓練内容や管理運営体制を迅速に見直すことができるようにすべき。</p>
改善された場合の具体的なメリット	⑧ <p>急激に成長するコンテンツ産業(パソコンソフト、ゲーム、デザイン等)等などに対応できるような人材を育成することができ、時代のニーズに即応し、地域の実情に応じた、より効果的・効率的な職業能力開発機会の提供が可能となる。</p>

支障事例の調査 調査票

(産業分野)

事務事業の名称	① 短期職業訓練
実施主体	② 国・都道府県
根拠法令・通知等	③ 職業能力開発促進法 第15条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 二重行政
具体的な支障の内容	⑥ 独立行政法人である雇用・能力開発機構で実施する離職者向け短期訓練(民間教育訓練機関等を活用した主に3ヶ月の離職者向け短期訓練)と都道府県の実施する離職者向け短期訓練で同様の事業がある。 (例:A県=3ヶ月のITサポートスキル習得科、雇用・能力開発機構=3ヶ月のOABビジネス科)
改善方法	⑦ 独立行政法人である雇用・能力開発機構で実施する離職者向け短期訓練を廃止し、都道府県に一元化する。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 雇用・能力開発機構と都道府県で実施している期間や訓練内容が類似した職業訓練事業を、都道府県で一元化して行うことにより、事業に要する人員・予算の削減につながる。 また、各地域の産業構造や雇用情勢を踏まえ、都道府県が時代のニーズに即応した訓練を実施することにより、地域住民にとっては、雇用・能力開発機構の訓練よりも身近で、効率的・効果的な職業能力の開発機会を提供できる。

事務事業の名称	① 無料職業紹介事業
実施主体	② 国、都道府県
根拠法令・通知等	③ 職業安定法 第33条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 二重行政
具体的な支障の内容	⑥ 地方公共団体が無料職業紹介事業を行う場合、地域の実情に応じたきめ細かな求人の開拓等を行うこととされているが、国の労働局(ハローワーク)でも同様の事業を実施しており、典型的な二重行政になっている。
改善方法	⑦ 職業紹介は、地域経済の活性化に不可欠な雇用開発や企業誘致など、地域の産業振興や住民福祉と密接に関わっており、できるだけ情報を集約し、一本化して行うべき。 都道府県では、雇用開発や企業誘致活動を通じて、企業ニーズや地域が優位性を持つ人材の情報等、多くの独自情報を有している。これらと連携してきめ細かく職業紹介を行うことが、ミスマッチを発生させないことにもつながる。 このため、職業紹介の事務については、地域に密着した情報を持ち、地域ニーズにきめ細かく対応できる都道府県に一本化し、地域の産業政策と関連づけた職業紹介により、就業率の向上を図るべき。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ それぞれの地域及び求人・求職者の実情に応じた、効率的かつ効果的な雇用関係の成立のあっせんができ、就業率の向上が図れる。

事務事業の名称	① 農地転用の許可
実施主体	② 国、都道府県
根拠法令・通知等	③ 農地法第4条・第5条 農地法施行令第1条の7
自治事務か法定受託事務か	④ 法定受託事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与、権限移譲
具体的な支障の内容	⑥ 農地転用に関する権限は、2ha超4ha以下は都道府県へ事務が移譲されたものの、国への協議が義務付けられている。 また、4ha超の農地転用については国の許可となっており、協議への回答や許可まで1～2ヶ月程度の時間を要している。
改善方法	⑦ 1 地方農政局が有する4ヘクタールを超える農地転用の許可権限について、都道府県、市町村に権限移譲すべき 2 現行制度において、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合は、都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の農林水産大臣との協議を廃止すべき
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 1 4ヘクタールを超える農地転用の許可権限の移譲 ①審査期間の短縮により、農業以外の土地利用計画との調整の迅速化が図られる。 ②農地転用許可事務の効率化により、迅速な調整が可能となり、地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施できる。 ③農業振興施策とともに地域の実情に応じて自治体が一元的に推進することにより、地域経済の一層の活性化が図られる。 2 2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可の農林水産大臣との協議の廃止 ①国(地方農政局)との協議の廃止により、各種調整や審査に係る期間を短縮することができ、地域の希望に迅速に応えることができる。 ②平成10年の農地法改正により農地転用許可の基準が法令において定められ明確化されたことから、国又は都道府県が行う判断に差異は無く、都道府県においても適正な許可処分等が実施できる。 ※なお、農地法附則第2項においては、農林水産大臣への協議は「当分の間」とされており、平成10年から相当年数を経過している。

事務事業の名称	① 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備基本計画策定に係る協議
実施主体	② 都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③ 農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項, 第8条第4項
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>①都道府県が農業振興地域整備基本方針を定めるときには農林水産大臣の協議・同意が必要であることと、市町村が農業振興地域整備計画を定める場合には都道府県知事への協議・同意が必要であることは、それぞれ都道府県、市町村の自主的・主体的な取組みを阻害。</p> <p>②国が論拠とする国の各種施策との整合性は、農振法第4条第1項、第3項に定めており、当然考慮すべきで、改めて協議する必然性はない。</p> <p>(A県での事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の都市整備のため、市が当該地区を農地転用できるよう、農業振興地域整備計画を変更するため、県を経由して、農政局と4月から協議を行ってきたが、9月までは以前に農振区域の見直し協議を行った当時の課題の整理に時間を要した。このため、当該案件に関する本格的な協議は10月から行った。 ・協議が長期化することを懸念した県・市は、農政局に対して協議期限を設定するよう、再三求め、結果的には1年間で決着した。 <p>・なお、市が農地転用のため、農業地振興地域整備計画を変更する際には、法律上は都道府県知事の協議(同意)を要することになっているが、4ha以上の農地転用を予定する場合には、農転許可権者である農水省(地方農政局)との事前協議を求められている(平成9年12月1日構造改善局長通知)。実態としては、この「通知に基づく協議」により、県・市で判断できることを農政局と協議することとなり、不必要な時間を要している。</p> <p>・通知に基づく協議であることから、行政手続法の規定を受けることなく、審査基準や協議基準また、協議期間(標準処理期間)もあいまいであり、県・市ともに不必要な労力を費やしている。</p>
改善方法	⑦ 県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣、市町村が農業振興地域整備計画を定める場合の県知事への協議・同意の義務付けを廃止すべき。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 国や県に対する事前協議や同意手続が廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、迅速な対応が可能となる。

事務事業の名称	① 中心市街地活性化計画に係る認定
実施主体	② 国、都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③ 中心市街地の活性化に関する法律等
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>⑥ 中心市街地の活性化に関する法律(平成18年6月7日公布)により、市町村が作成する基本計画について内閣総理大臣による認定制度を創設し、多様な都市機能の増進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的に支援するという仕組みを創設し、新たに国が直接市町村に関与できるようになり、市町村の自由なまちづくりを阻害している。</p>
改善方法	<p>⑦ 中心市街地の活性化は市町村のまちづくりや地域経済の発展に密接に関わっている。国は全国的な規模や視点に立って行う中小企業支援制度の設計に専念すべきであり、中心市街地の活性化のように市町村の区域内で完結する中小企業の支援については、市町村自らが責任を持って自己完結的に実施できるようすべきであり、また、広域的な調整が必要な場合には、都道府県が行うことを基本とすべきである。 地域に密着した市町村が、国の施策よりもよりその地域に適合した基本計画を作成し、その地域にふさわしいまちづくりや地域経済の発展ができるように、国による認定制度を廃止すべきである。</p>
改善された場合の具体的なメリット	<p>⑧ 中心市街地の活性化は市町村のまちづくりや地域経済の発展に密接に関わっており、地域に密着した中心市街地の活性化により、地域経済をより発展しうる。</p>

事務事業の名称	① 伝統的工芸品産業振興事業
実施主体	② 国・都道府県・市町村
根拠法令・通知等	③ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 第4条
自治事務か法定受託事務か	④ 法定受託事務(指定申出書、各種計画等の受理、進達及び意見書作成)
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>⑥ 伝統的工芸品産業の振興に関する事務の大部分を国が担当しており、他産業と連携した施策、地域の実情に応じた施策等を迅速に展開することができない。</p> <p>伝統的工芸品産業に関する振興計画(以下「振興計画」と呼ぶ。)は、特定製造協同組合等が作成し都道府県(当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合にあっては、当該市町村の長)を経由して経済産業大臣に提出して認定を受けるものである。</p> <p>第1次の振興計画は国が認定をすることとなり、特定製造協同組合等が振興計画を作成し、都道府県(市町村)に提出して認定をうけるのは、第2次以降の振興計画のみである。</p> <p>しかし、2次以降の振興計画は1次と同様の計画が多く、独自性を発揮する部分は少ない。また県が振興計画を認定するとしても、補助金の交付は国で行うことから、産地が補助金を受給できないことがないように、計画内容をあらかじめ国に確認をもとめる必要がある。</p> <p>また伝統的工芸品産業支援補助金について、国から都道府県を通して産地組合等へ交付する方式から、国から産地組合等へ直接支援する補助制度に変更されたため、計画の認定と補助金交付事務に一貫性がない。</p>
改善方法	<p>⑦ ・国は、伝統的工芸品の指定及び伝統的工芸品産業の振興に関する基本指針の作成を担当する。</p> <p>・都道府県(市町村)は、伝統的工芸品産業が活力ある産業として発展していくための具体的な振興策となる振興計画等各種計画の認定及び補助金交付事務を担当する。</p> <p>・国は、展示会の開催や意匠開発などを直接支援しているが、伝統的工芸品産業は、後継者の育成等地域の雇用や教育等の施策と一体的・総合的に進める方が効果的であり、後継者育成の後、雇用の場を提供するなど、都道府県が地域の実態に即して実施できるようにすべき。</p>
改善された場合の具体的なメリット	<p>⑧ ・地域の実情を十分に把握した都道府県(市町村)が振興計画等各種計画の認定を行うことで、都道府県がより深く産地組合と関わり、地域の実情に応じ、実態に即した計画作成が期待される。</p> <p>その結果、産地組合は計画に沿って、補助金を受けながら効果的、効率的に事業を実施し、伝統的工芸品産業の活性化につながる。</p> <p>・計画の認定から補助金交付事務までを一貫して都道府県(市町村)が行うことで、地域の主体性が高まり、伝統的工芸品産業の活性化に取り組むことが可能となる。</p>

支障事例の調査 調査票

(産業分野)

事務事業の名称	① 中小企業への支援等
実施主体	② 国・都道府県・市町村
根拠法令・通知等	③ 中小企業基本法等
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務・法定受託事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 二重行政
具体的な支障の内容	<p>国(経済産業局)は、中小企業の経営基盤の強化や経営革新の促進を図るという名目で、相談窓口の設置、フォーラムの開催、研究開発支援などを実施しているが、地方も同様の事業を実施しており、二重行政となっている。(以下、経済産業局における二重行政)</p> <p>⑥</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個別の経済団体・中小企業に対する直接支援策 <ul style="list-style-type: none"> ○経営基盤の強化 ○経営革新・創業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する相談窓口、各種補助金や経営革新計画の承認等国への申請窓口 ○商業・商店街活性化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の認定及び国庫補助金の申請窓口 ○地域産業の活性化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各種計画の国への申請窓口、補助金申請・交付窓口 ○ものづくりの振興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特定研究開発計画等の国の申請窓口、補助金申請・交付窓口 2 個別のベンチャー企業に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○技術開発支援、経営相談・支援、金融支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー支援の窓口 3 次世代成長産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ○コンテンツ産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー開催や就職フェアの開催等企业に対する直接支援 4 国際経済交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○複数県が連携して行う海外ミッションの派遣、地域間経済交流団体の組織化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画・実施及び都道府県との調整窓口 5 産業保安対策 <ul style="list-style-type: none"> ○産業保安対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法に基づく簡易ガス事業者に対する監督・指導
改善方法	<p>⑦</p> <p>国は世界標準の設定、全国的な規模や視点に立つて行うマクロな中小企業振興策の実施、全国的に統一して定めることが望ましい基準の設定に事務を重点化し、個別の経済団体・中小企業に対する直接支援策の実施は地域の実情を把握している都道府県及び市町村に任せるべきであり、経済産業局と都道府県に分かれている上記の権限を都道府県・市町村に一元化すべき。</p>
改善された場合の具体的なメリット	<p>⑧</p> <p>経済産業局はブロックごとに一つしかなく、計画認定等についても窓口の役割しかない中で、権限が任されていないものが多いため、調整等に時間と手間がかかっていた。</p> <p>役割分担の見直しにより、総合行政を担っている身近な市町村・都道府県で行われるようになることから、即応性のある対応が可能となり、時間・経費が削減されるにとどまらず、人材育成や雇用施策とのマッチングが図られるなど、事業者や団体等の利便性が増す。</p> <p>また、国の関与がなくなることで、地方の創意工夫あふれる自由な取組を行うことが可能となり、充実した経営支援サービスができるようになる。</p>

事務事業の名称	① 商工会議所の監督指導
実施主体	② 国、都道府県
根拠法令・通知等	③ 商工会議所法等
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 二重行政
具体的な支障の内容	<p>商工会議所に対する監督権限が混在しており、商工会議所に対しては、国と都道府県双方から指導が行われている。したがって、内容に応じて国と都道府県の双方に申請しなければならず、それぞれから指導を受けることになる。</p> <p>例 定款変更に係る許可権限 (国) ・会員 ・役員の資格要件 ・議員総会 ・常議員会 (都道府県) ・会費 ・部会 ・事務局</p>
改善方法	<p>商工会議所に対する指導監督の一貫性や申請者の負担の軽減を考慮すると、商工会議所に対する監督権限は一本化すべき。商工会議所の役割は、地区内の商工業の総合的な改善発展を図ることであり、地域商工業行政とも密接に関わっている。</p> <p>⑦ また、都道府県は商工会議所に対して、毎年度の事業報告や事業の実施を通じ、日常的にその実情を把握している。こうしたことから、現在、経済産業局と都道府県に分かれている商工会議所に関する監督権限を都道府県に一元化し、許認可事務についても事務の簡素効率化を図るべきである。</p>
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 地域の商工業の実情に応じた指導・事務処理が行われ、事務処理の迅速化等が図られる。

支障事例の調査 調査票

(まちづくり分野)

事務事業の名称	① 特定重要港湾の入港料に係る国土交通大臣の同意の廃止
実施主体	② 港湾局, 都道府県, 市町村
根拠法令・通知等	③ 港湾法第44条の2第2項
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>⑥ 特定重要港湾に係る入港料について、国際航海や国際貿易に大きな影響を有することから国への協議・同意が必要とされており、地方の自主的な判断による港湾運営を阻害している。</p> <p>(現在、制度の見直しが検討されているが、入港料の値下げについては届出制とされているものの、値上げについては、従前どおり事前協議を要する。)</p>
改善方法	<p>⑦ 下記の点を踏まえ、国への協議を廃止し、地方の裁量による入港料の決定が可能となるよう制度を見直すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入港料は、港湾の維持管理費用等を基礎として料率を定めるものであり、また、他港とのバランスや経済便益等を慎重に検討した上で、最終的に議会の議決を経て決定するものであり、国際貿易等に不利益を与えとは考えられない。 ・特定重要港湾のその他の使用料は、港湾管理者が条例で規定しており、入港料のみ国への事前協議を必要とする合理性がない。
改善された場合の具体的なメリット	<p>⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者が、地域の実情やニーズに沿って、自主的・総合的な港湾運営を行うことができる。 ・また、入港料について、市場の状況を勘案しながら、条例で規定することで、諸情勢に機動的に対応できる。

事務事業の名称	① 都市計画における国土交通大臣の認可等(都市計画の決定等)
実施主体	② 都道府県
根拠法令・通知等	③ 都市計画法第7条、第18条第3項、第4項、第23条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>・都道府県は、区域区分等の都市計画の決定若しくは変更を行う場合、法第13条の都市計画基準に基づき都市計画案を定め、国土交通大臣に協議し、同意を得た上で決定等しなければならないとされている。</p> <p>・一方、国土交通大臣は、国の利害との調整を図る観点から上記の協議を行うこととされている。</p> <p>・その際、国土交通大臣は、都市計画基準に定められている〇〇圏整備計画その他の国土計画等に関する法律に基づく計画等による国土施策及び道路、河川、公園等の施設に関する国の計画との整合性を確認するほか、国として重要な農地の保全、産業活動の活性化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から関係省庁との協議を行ったうえで、同意することとなっている。</p> <p>・この省庁間協議を円滑に進めるため都道府県があらかじめ事前調整を行っている中では調整ルールが不明確な部分もあり、調整が長期化するケースや、省庁間で交わされた覚書によって資料の追加提出を求められるケースもあり、都市計画手続きに係る国との調整に多くの時間と労力を費やすことがある。</p> <p>・5年を目途に2地区に区分し、一斉見直しを行っているが、その場合、基礎調査等の準備期間から都市計画決定までの手続きが長期化することにより、社会経済情勢を踏まえた的確な都市計画の対応が困難となる。</p> <p><協議期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁との事前調整 約6ヶ月(長期の場合) ・都市計画手続き 約8ヶ月 <ul style="list-style-type: none"> うち、国土交通大臣への事前協議(任意) 約2ヶ月 国土交通大臣への法定協議 約半月
改善方法	<p>・国土交通大臣の協議同意が必要な事例を具体的に明記し協議同意を要しない範囲の拡大・明確化をすべき。(例:県管理の国道・一級河川等協議同意の廃止)</p> <p>⑦ 国土交通大臣が区域マスタープラン、区域区分の決定(変更)の同意に際して行う関係大臣への協議、意見聴取において各省所管法の事務を県、市町村に権限移譲し、県、市町村において協議手続きが完結すべき。</p>
改善された場合の具体的なメリット	<p>⑧ 区域マスタープラン若しくは区域区分の同意において、各省所管法の事務を県、市町村に権限移譲し、県、市町村において協議手続きが完結することにより手続きの簡素化が図られる。</p>

事務事業の名称	① 都市計画における国土交通大臣の認可等(事業認可)
実施主体	② 都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③ 都市計画法第59条、第61条 下水道法第4条、第25条の3
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	⑥ <p>・都道府県が施行する都市計画事業は、国土交通大臣の認可を得ることが義務付けられている。 事業効果や施行期間等を勘案して、都市計画決定施設の全体でなく一部分について、段階的整備を行う場合の都市計画事業認可申請が認められており、一定要件に沿って認可されている。 街路事業の場合、段階的整備を行うことを前提とするケースが多いが、国の担当部局で該当要件の解釈に冗長な時間を要する傾向がある。</p> <p>【〇〇県での事例】 ・都市計画街路〇〇線の段階的整備に関する事業認可申請について、〇〇地方整備局の担当部局に対し平成17年度から事前協議を行い、平成18年に公文書の提出を行ったところであるが、平成19年5月末現在、認可がなされていない。〇〇市の意向を踏まえた状況について口頭での理解は得ているものの、段階的整備の要件について、再三の資料修正が繰り返されているばかりであり、事業着手に遅れが生じている。</p>
改善方法	⑦ 法定手続きを経た既決定の都市計画に則して実施するものであるため、事業認可は廃止すべき。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 事業の進捗により、早期に事業効果を発揮できる

事務事業の名称	① 公営住宅の整備に関する基準設定の廃止
実施主体	② 都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③ 公営住宅等整備基準
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>⑥ 平成15年の住宅・土地調査によって都道府県の住宅の延べ床面積を比較すると、 (借家) 最大 青森県 56.3㎡ 最小 東京都 40.75㎡ (持ち家) 最大 富山県 179.87㎡ 最小 東京都 91.86㎡ となっている。</p> <p>このように、各県の住宅の床面積には大きな開きがあるにも拘わらず、公営住宅の最大床面積は(原則として)全国一律(80㎡)に定められている。</p> <p>このため、地方での公営住宅整備においては、子育て世帯の定住促進のため、部屋数の多い住宅の要望があるが、画一的な規準のためきめ細かい対応が困難となっている。</p>
改善方法	⑦ 公営住宅等整備基準を廃止することにより、自治体単独で基準を定めることが可能になるようにする。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 自治体単独で基準を定めることが可能になることにより、地域の実情の応じた住宅を建設できる。

事務事業の名称	① 公営住宅の入居者資格要件(年齢要件)
実施主体	② 都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③ 公営住宅法第23条、公営住宅法施行令第6条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	⑥ 公営住宅の単身入居資格者は、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める者とされている。 少子高齢化の進展等を踏まえ、真に住宅に困窮する低額所得者に対し公営住宅を的確に供給するためとして、公営住宅法施行令の一部改正により、単身入居の資格を有する者の年齢が「50歳以上」から「60歳以上」に引き上げられた。(平成18年4月1日) 未婚者や中高年の離婚・死別、又は子供との世帯分離等が増加する中で、中高年の単身者は今後も増える傾向にあり、低廉な家賃の公営住宅への単身入居希望者が後を絶たない。
改善方法	⑦ 公営住宅の入居資格要件等については、地域性や実情を考慮のうえ、各自治体の裁量によるものとして取り扱う。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 今日における公営住宅の役割は、低所得者層に対するセーフティネットとしての役割のほかに、若者定住、福祉施策との連携等の政策的な役割もある。 いずれも地域の実情に応じて弾力的な運用を行うことで、総合的・効果的な施策が実施できる。

事務事業の名称	① 公営住宅の入居者資格要件(特定目的)
実施主体	② 都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③ 公営住宅法第23条、公営住宅法施行令第6条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>⑥ 公営住宅の入居者資格については、公営住宅法第23条に、①同居親族要件、②収入要件、③住宅困窮要件が規定されており、公営住宅法施行令第6条第1項に、同居親族要件が免除される(単身入居が可能となる)者を定めているが、犯罪被害者については含まれておらず、単身入居不可となっている。</p> <p>犯罪被害者について、公営住宅の特定目的優先入居や目的外使用許可により住宅の確保に努めるよう国土交通省から通知があり、〇〇県においても公営住宅所管課と犯罪被害者所管課が協議して、特定目的優先入居に取り組んでいる。</p> <p>優先入居の募集にあたり、単身の犯罪被害者から相談があり、その状況を聞いたところ、現在の住居でそのまま居住を継続することは困難であり、公営住宅への入居の決定が適切と考えられるが、公営住宅法上単身入居が認められていないため入居決定できず、当面の対応として、〇〇地方整備局と目的外使用許可による対応が図れないか協議中である。</p>
改善方法	⑦ 公営住宅の入居者資格については、地域の実情を考慮のうえ、各自治体の裁量によるものとすべき。
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 公営住宅の持つ低所得者層に対するセーフティネットとしての役割は大きく、地域の実情に応じて弾力的な運用を行うことで、総合的・効果的な施策が実施できる。

事務事業の名称	① 公営住宅建替事業
実施主体	② 都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③ 公営住宅法第35条、36条、37条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>⑥</p> <p>老朽化により、継続管理が不相当となった公営住宅を建替えるには、法定建替と任意建替がある。</p> <p>法定建替とは、公営住宅法37条に定める建替計画を作成し、国土交通大臣の承認を得た上で建替事業を実施するもので、入居者に対する明渡し請求が可能になるとともに、従前居住者の再入居が保証される。</p> <p>任意建替とは、法定建替以外のもので、明渡し請求ができない。(再入居は可能)</p> <p>また、法定建替においては、建替後の戸数が従前戸数以上とされており、社会福祉施設等を併設する場合には、従前入居戸数に要件が緩和される。任意建替においては、戸数の制限はない。</p> <p>現在、法定建替により建替を進めている〇〇市の市営住宅において、従前入居者が団地外へ移転するなど、建替え必要戸数が建替計画策定時よりも減少し、従前の戸数を建設する必要性がなくなっているにも拘わらず、建替計画時に予定した従前戸数を建設せざるを得ない状況になっている。</p> <p>必要戸数だけの事業に変更するため、法定建替から任意建替に移行しようとしても、それを可能とする制度がない。</p> <p>制度不備のため、効率的に事業を実施する途が閉ざされている状況である。</p>
改善方法	⑦ 公営住宅の建替え要件(戸数など)については、地域性や実情を考慮の上、各自治体の裁量によるものとして取り扱うべき
改善された場合の具体的なメリット	⑧ 公営住宅の建替え整備戸数を実情に合わせて適正に設定し、効率的な予算編成を行うことで、総合的な住宅施策におけるより積極的な推進が可能となる。

事務事業の名称	①	国庫補助金等による施設の用途変更等に対する規制等
実施主体	②	都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 など
自治事務か法定受託事務か	④	自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤	補助・負担金交付金(国との事例)
具体的な支障の内容	⑥	<p>市町村合併が進み、公共施設(義務教育諸学校、社会体育施設等)の統廃合が進捗している。この統廃合により遊休施設の発生することに伴い、周辺住民の要望等から転用等により別施設としての活用を検討している。</p> <p>しかし、国庫補助金等を受けて整備した施設については当初の目的以外への用途に転用する際に最低でも残存価格分の補助金返還義務が生じたり施設の改築を強いられたりするため、他の目的のために活用することができない。また各省庁間で運用が異なり、用途変更時に非常に事務が煩雑となる。</p> <p>近年は要綱や通知の運用で省庁内の事務事業間での転用は比較的柔軟に実施されている傾向(社会教育施設から社会体育施設への転用など)だが、他省庁間の事務事業間では依然として非常に強い規制がかかっている。</p> <p>○事例(公民館)…政令市移行(市町村合併後)に伴い既存施設である公民館の隣地に複合的施設(庁舎、多目的ホールなど)を建設し、公民館は除却して駐車場整備を計画。公民館は文科省補助金と国交省補助金(旧国土庁。生涯学習ゾーンを整備)を活用していた。手続き的には文科省部分は手続きが簡素であり、一定の要件のもと報告書の提出と補助金返還不要であるのに対し、国交省部分については面積が僅かであるにも関わらず補助金適化法に基づく手続きが必要であるため、返還額が僅かな割に時間を要する。</p>
改善方法	⑦	<p>少子高齢化、安全で安心なまちづくりの観点など時代の変化や市民ニーズの多様化、市町村合併による地方のあり方の変化等により、数十年前に建設された施設が建設場所で当初からの単独の機能のまま必要とされることはむしろ稀であることから、より地方の実態に合った施設の活用が可能になるよう改善する必要がある。</p> <p>その一例として、過去の補助事業による施設も含め、施設の目的外使用について地方に広範な権限の移譲(転用等の施設利用に係る権限を地方に移譲する等。)を実施するとともに、施設建設の財源も移譲・一般財源化することで地域に密着した公共施設建設を可能にすることなどが考えられる。</p>
改善された場合の具体的なメリット	⑧	<p>過去の補助事業対象施設の目的外使用について地方に権限が移譲されれば地域のニーズに対応した合理的かつ効果的な施設運営が可能になり、市町村合併等で生じた遊休施設を有効に活用することも可能になる。</p> <p>また、財源移譲により施設建設自体が全面的に地方の一般財源で執行可能になれば、長期的な視点で合理的かつ効果的な施設運営計画を策定することが可能になり、より地域に即した施設の設置が可能になる。例えば、現在は原則として補助を受ければ、当該補助金の目的のみのための施設になるが、様々な目的・効果を保有した複合的施設も建設可能になる。(当初は児童館として設置しておくが、将来的な少子化及び高齢化に対応して老人福祉施設への移行も視野に入れて施設建設を計画できる等。)</p>

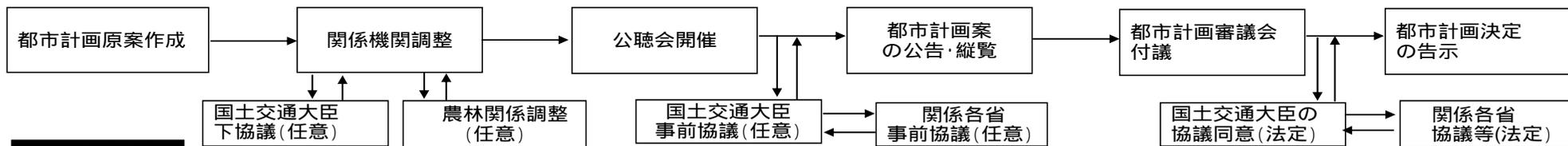
事務事業の名称	① 公の施設の管理
実施主体	② 都道府県、市町村
根拠法令・通知等	③ 地方独立行政法人法第21条第1項第5号 地方独立行政法人法施行令第4条
自治事務か法定受託事務か	④ 自治事務
項目(義務付け・枠付け、関与、権限移譲、二重行政、補助・負担金交付金等)	⑤ 義務付け・枠付け、関与
具体的な支障の内容	<p>行政改革が進捗するにあたり、地方団体は行政の保有している施設の効率的運営に資するために外部委託や指定管理者制度、独立行政法人化等の制度を駆使して行政事務の合理化・効率化を推進している。</p> <p>各制度には一長一短があると同時に、同様の施設であっても各地方で施設運営の事情が異なる(従事者が多く人員を容易に他分野の職場に配置できないため指定管理者への移行は困難等)ことから、なるべく多くの選択肢があるべきである。</p> <p>⑥ しかし、現在地方独立行政法人法施行令に限定列举されている対象施設の中に博物館は該当せず、地方の判断による選択を不可能にしている。</p> <p>例えば、行政改革を進めながら社会教育施設としての博物館活動に万全を期したいとする地方団体が、行政改革の一環で直営での運営が困難である場合、同様の運営が可能でありながら合理化・効率化も図りうる独法化を希望したとしても政令の基準に反するため不可能であり、行政の合理化・効率化への支障となる。</p>
改善方法	⑦ 地方が自らの方針に従い制度を柔軟に利用できるように改善すべき。その一例としては、政令による施設の限定(枠付け)を廃止し、地方団体の条例により対象施設を規定することなどが挙げられる。
改善された場合の具体的なメリット	<p>⑧ 独立行政法人等の制度を地方の事情に応じ柔軟に採用可能になることで、指定管理者等の制度も含め、事務の効率化に資する方策について更に選択肢が広がり、より地方の事情に応じた対応が可能となる。</p> <p>⑥の例だと、従来博物館の事務に従事し当該事務に熟知していた職員を数名でも配置することで、従来と変わらぬ博物館活動を望む地域住民の声に応えつつ事務の合理化・効率化を図ることも可能になる。</p>

都市計画決定における国土交通大臣等への協議（同意）

国の関与関係規定

【都市計画法の規定】
 都道府県は、大都市、その周辺の都市及びその他政令で定める都市計画区域に係る都市計画又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。（第18条第3項より）
 国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画の決定・変更に同意しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、経済産業大臣及び環境大臣の意見を聴かなければならない。（第23条第1項及び第2項より）

（都市計画手続きのフロー）



区域マスタープラン、区域区分（線引き）の決定・変更に係る部分

支障事例

農林水産省との調整・事前協議（任意）に約1年、国土交通省との事前協議（任意）に約3ヵ月も要した。

都市づくりは地方の責任と判断で行なうことができるよう、国への協議（同意）の範囲を縮小する。
 関係大臣への協議等にかかる各省所管法の事務を移譲し、都道府県及び市町村において協議手続きを完結する。

区域区分の変更について、全て協議（同意）の対象とされている。また、都道府県管理の一般国道、一級河川についても協議（同意）の対象とされている。

メリット

真の意味で自治事務が確立され、地域の実情に即した都市づくりを自らの判断で迅速に進めることが可能となる。

都市づくりに関することについては、地方の責任によって決められるし、手続きも、スピーディになったね！

地域のニーズの変化により必要となる施設の用途変更等について、柔軟な対応を阻害する各省庁の運用（別紙1）

用途変更等
に関する
支障事例
(別紙2)

【事例1】
市町村合併で
補助金返還

【事例2】
杓子定規な
取扱い

【事例3】
手続きに時間が
かかり過ぎる

【事例4】
合理的な施設の
改修を妨げる
補助金返還

【事例5】
これぞ省庁の
縦割行政！

- ・従来の施設については、処分制限期間等の制限を緩和するとともに、**各省庁間でそれぞれ異なる運用を統一、明確にする。**
- ・今後、新規に建設する施設については、**財源を一般財源化**し、地方の権限と責任により建設を進める。

地域の実態に対応した迅速な転用等が可能に

(例)・廃校で不用になった水泳プールを無償で地域の民間団体へ譲渡可能に

地域独自のアイデアを活かした施設建設が可能に

(例)・地方の独自財源によることで、児童館を建設する際に、将来的な高齢者施設へ転用を視野に入れながらの施設設計・建設が可能に

～地域のニーズに応じた対応が可能になり、
資源の効率的活用という目的が達成～

【補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定】

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、**各省各庁の長の承認**を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。**ただし、政令で定める場合は、この限りでない。**

【補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項の規定】

法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき**補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合**
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して**各省各庁の長が定める期間を経過した場合**

施設の処分制限期間について

【処分制限期間】

処分制限期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」の規定から、各省各庁の長が、財務省令で定める「減価償却資産の耐用年数」を基礎とし、これに補助金の交付目的を勘案して定めている。

各省庁所管施設の処分制限期間の主な例

省庁名	環境省	厚生労働省	国土交通省	農林水産省	文部科学省
施設(工法) / 処分制限年数	一般廃棄物処理施設 [ごみ焼却施設] / 30年	保育所(木造) / 22年 児童館(RC造) / 50年	下水処理場[建物] / 50年 下水処理場[ポンプ施設等] / 7年	農業集落排水処理施設 / 30年 農村環境改善センター(RC造) / 50年	学校校舎(RC造) / 60年 (木造) / 24年

減価償却資産の耐用年数表〔抜粋〕

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号))

建物		細目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		事務所用、下記以外用	50年
		住宅用、宿泊所用、店舗用	47年
		店舗用、病院用	39年
		送受信所用、車庫用、格納庫用、と畜場用	38年
		事務所用、下記以外用	41年
れんが造、石造、ブロック造		住宅用、宿泊所用、店舗用	38年
		病院用	36年
		送受信所用、車庫用、格納庫用、と畜場用	34年
		事務所用、下記以外用	38年
金属造	骨格材の肉厚(4mmを超える)	住宅用、宿泊所用、店舗用	34年
		送受信所用、車庫用、格納庫用、と畜場用	31年
		病院用	29年
		事務所用、下記以外用	30年
	骨格材の肉厚(3mmを超え4mm以下)	住宅用、宿泊所用、店舗用	27年
		送受信所用、車庫用、格納庫用、と畜場用	25年
		病院用	24年
		事務所用、下記以外用	22年
	骨格材の肉厚(3mm以下)	住宅用、宿泊所用、店舗用	19年
		送受信所用、車庫用、格納庫用、と畜場用	19年
		病院用	17年
		事務所用、下記以外用	24年
木造、合成樹脂造		住宅用、宿泊所用、店舗用	22年
		送受信所用、車庫用、格納庫用、と畜場用	17年
		病院用	17年
		事務所用、下記以外用	22年
木骨モルタル造		住宅用、宿泊所用、店舗用	20年
		送受信所用、車庫用、格納庫用、と畜場用	15年
		病院用	15年
		事務所用、下記以外用	22年
簡易建物	主要柱が10cm以下で杉皮、ルーフィング、トタン葺きのもの 掘立造のもの及び仮設のもの		10年
			7年

構築物		細目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		橋、上水道、水槽、用水用ダム	50年
		サイロ、下水道、煙突、焼却炉	35年
		製塩用沈澱池、飼育場、塀	30年
		その他のもの	60年
		橋、用水池	40年
コンクリート造、コンクリートブロック造		サイロ	34年
		上水道、水槽	30年
		下水道、飼育場、塀	15年
		その他のもの	40年
		煙突、焼却炉、塀	25年
れんが造		その他のもの	40年
		上水道、用水池	50年
石造		下水道、塀	35年
		その他のもの	50年
		上水道、用水池	30年
土造		塀	20年
		下水道	15年
		その他のもの	40年
		サイロ	22年
金属造		送配管	
		鑄鉄製のもの	30年
		鋼鉄製のもの	15年
		水槽	
		鑄鉄製のもの	25年
		鋼鉄製のもの	15年
		飼育場	15年
合成樹脂造		煙突、焼却炉、塀	10年
		その他のもの	45年
		橋	10年
		水櫃、塀	15年
木造		飼育場	7年
		その他のもの	15年
		主として木造のもの	15年
		その他のもの	50年

用途変更手続き基準等の主な事例

省庁名 手続き等	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	環境省	
承認申請の要否					
報告で済む場合の条件	転用	次の要件全てに該当した場合、報告で可 ・国庫補助事業完了後 10 年超経過 ・社会体育施設など公共用又は公用に供する施設 (例) 町民体育館 など	次の要件全てに該当した場合、報告で可 ・国庫補助事業完了後 10 年超経過 ・厚生労働省所管補助金対象施設か社会福祉事業のために使用される施設	承認行為を要する	承認行為を要する
	譲渡及び貸与	承認行為を要する	次の要件全てに該当した場合、報告で可 ・地方公共団体か社会福祉法人への無償譲渡又は貸与 ・譲渡又は貸与前の事業を継続	承認行為を要する	承認行為を要する
	廃止	承認行為を要する	承認行為を要する	承認行為を要する	承認行為を要する
国の申請先 事前審査を含めた承認期間等	直接本省 承認期間は 6 か月程度	各地方厚生局及び四国厚生支局 承認期間は案件次第	農業は各地方農政局 林業・水産業は本省 承認期間は 1 ヶ月以内から 6 ヶ月以上で案件次第	直接本省 承認期間は 1 年～ 2 年	
補助金返還不要の要件例	国庫補助事業完了後 10 年超経過している場合 他の地方公共団体への無償譲渡又は貸与で社会体育施設等公共用又は公用施設として利用 有償で貸与・譲渡する場合 国庫納付金相当額の基金() 積立をすれば 国庫納付なし () 学校の施設整備の経費に充てることを目的とした基金	補助目的を達成しているか、保育ニーズと施設の老朽度で判断 他の地方公共団体及び公益法人への無償譲渡又は貸与で、同種事業として引き続き使用する場合	施設設置後 5 年若しくは財産処分制限期間の 1 / 5 を経過した場合 農林水産施設として利用若しくは、他の施設に機能移転した上で、農林水産業施設以外に利用又は取り壊しが可能 無償で期限を定める一時的な目的外使用する場合 無償で農林水産業施設として譲渡する場合	廃棄物処理施設の処分について、ごみ処理広域化計画を策定し、既存施設を処分する場合 施設の評価額が解体費用を下回れば補助金返還なし 逆に上回ればその分の補助金相当額を返還する	

各補助事業に関する各省庁の規定等については現在調査中

用途変更等に関する支障事例

別紙 2

事例1

市町村合併で補助金返還

環境省

平成17年度に市町村合併
市内施設の合理化・統合を図るために、重複施設を取り壊した
ところ、補助金返還が求められた事例

【施設概要】

平成2年度及び平成11年度：廃棄物処理施設整備費補助金
(2,680万円)を受け、ごみ処理施設を設置

【経過】

平成17年：市町村合併により施設を廃止
平成18年：施設の撤去を完了

【省庁の対応・見解】

環境省の指示により残存簿価分の
補助金返還（1,400万円）

【最終的な対応】

一般廃棄物処理施設の取り壊しの費用（9,000万円）を
一部事務組合の構成市町村が捻出

環境省から安全面・環境面から早期撤去を求められ、かつ市町村
合併による施設の廃止であったにもかかわらず結果的に多大な費
用を要した

事例2

杓子定規な取扱い

厚生労働省

入所児童数の減少により、へき地保育所を閉鎖
需要のある通所授産施設へ転用を計画したが、補助金返還の
対象となることから対応を留保している事例

【施設概要】

社会福祉施設等施設整備費補助金(2,500万円)を受け、
平成8年に保育所を建設

【経過】

入所児童数の減少により、平成18年度より休園(実稼働年数は
9年)
自立支援法による障害者福祉の需要増を受け、通所授産施設
への転用を計画

【省庁の対応・見解】

地方厚生局からの回答
10年を経過していない場合、補助金返還
対象と考える。
国としては、わずか9年の稼働で補助目的
が達成したとは認めがたい。
9年で転用しなければならない明確な理由
があれば考慮する。

【最終的な対応】

返還額約1,400万円を支払う余裕は無いため、協議段階で手続
きを取りやめざるを得ず、財産処分申請に至らず

用途変更等に関する支障事例

事例3

手続きに時間がかかり過ぎる

厚生労働省

平成17年度に利用児童数の減少や老朽化から児童館を取り壊すことにし、財産処分の承認申請を行なったが、承認を受けるまでに9か月を要した事例

【施設概要】

昭和48年：社会福祉施設等整備費補助金(80万円)を受け、児童館を建設

【経過】

利用児童数の減少や老朽化から平成17年度に取り壊しすることとした。

【省庁の対応・見解】

厚生労働省と協議
補助事業等により取得した財産の処分制限期間50年を超えない場合、補助金の返還対象となるとして補助金の一部返還を求められた。(厚生省告示)
財産処分申請を行うが、申請先が本省から地方厚生局に移管。双方で返還金額の算出方法についての見解が相違、金額の確定が遅れ、財産処分の承認まで9か月を要する。

【最終的な対応】

平成17年7月：本省に申請したが、地方厚生局に移管されたとして地方厚生局に申請し直した。
平成18年4月：承認通知があり、補助金12万円を返還

事例4

合理的な施設の改修を妨げる補助金返還

農林水産省

地域における経済的・合理的な污水处理体制を構築するため、隣接する公共用下水道に接続することを計画したが、補助金返還を求められている事例

【施設概要】

昭和54年：集落排水事業費補助金(1億7,950万円)を受け、農業用集落排水施設を供用開始

【経過】

隣接する公共用下水道に接続することを計画

【省庁の対応・見解】

地方農政局からの回答
適化法に基づき、国庫補助金の返還を行なうことが適当。
施設の処分制限期間：30年
経過年数：28年
返還対象額：約1,100万円

【最終的な対応】

補助金返還を前提に、公共下水道施設管理者と接続に向けて協議中

用途変更等に関する支障事例

事例5

これぞ省庁の縦割り行政！

農林水産省

行政改革の一環として、平成16年度に農村環境改善センターの一部を市町村の支所に転用を計画したが、転用が認められなかった事例

【施設概要】

昭和62年度～平成元年：農村総合整備事業費補助金(1億円)を受け、農村環境改善センターを建設

【経過】

同センターの向かいにあったA市分庁舎を取り壊し、同センターの一部を改修、市の支所として使用する計画

【省庁の対応・見解】

地方農政局との協議内容

平成16年11月：一部転用について地方農政局と協議開始。

平成17年1月：地方農政局が本省と協議した結果、施設の一部転用については認めない旨回答あり。

「施設の一部転用については、そもそも当初から想定されていないため、承認できるものではない。文部科学省において、同様の案件について条件付きで承認する取扱いをしているが、他省での承認事例があっても、それは別問題である。」

【最終的な対応】

財産処分承認申請には至らず、センターの一部を支所として使用する計画を断念

保育所の設置基準・運営基準の緩和

乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所

児童福祉施設最低基準第32条の規定

- ・乳児室（一人につき1.65㎡以上）又はほふく室（一人につき3.3㎡以上）、医務室、調理室及び便所を設けること。
- ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること等。

満2歳以上の幼児を入所させる保育所

- ・保育室又は遊戯室（一人につき1.98㎡以上）、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。一人につき3.3㎡以上）、調理室及び便所を設けること。
- ・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること等。

市街地中心部では...

利用者の希望が多いが、土地の取得・基準を満たした保育所の設置が困難

山間地域では...

廃校舎など活用できる資源があるが、基準に合わせるためには、新たな施設の設置や大規模な改修が必要

調理室は...

公立保育所では、構造改革特区により外部給食搬入が認められており、全国一律に義務付ける必要はない

市町村が、実情に応じた**独自基準**を設定できるようになれば・・・

市街地中心部では、土地に余裕がない中心市街地への保育所の設置が可能になる

例) オフィス街の近くに保育所が開設でき、共稼ぎ世帯の利便性が増す。

山間地域では、現在使用していない建物を転用して保育所の設置が可能になる

例) 廃校舎や空き家を利用した数名程度の認可保育所が設置可能。近隣地域に保育所が存在しなかった子どもも利用可能に。

調理室を保育所内に設置しなくても、外部給食搬入で対応する

例) 学校給食センターも活用でき、地産地消などの食育活動の展開も可能に。